

広  
報

# 山甲だより 4 月号

MISAKI NEWSLETTER [MISAKIDAYORI]

No.560  
令和4年【2022】



表紙

## 「岬暮らし」撮影の様子



J:COMチャンネルにて、府内の大阪市以北の地域を対象に、  
人気タレント「やのばん」さんが岬町の魅力を紹介する動画「岬暮らし」を  
放送しており、次回の放送に向けて、まちづくり交流館で撮影がおこなわれました！

過去の  
放送はこちら  
(町HP)



も  
く  
じ

令和4年度町政運営方針(概要).....	P2~5	関西国際空港からのお知らせ.....	P9
地域おこし協力隊通信.....	P6	お知らせ.....	P10~21
イベント・催し情報.....	P7	後期高齢者医療制度に関するお知らせ..	P14~17
図書室だより.....	P7	今月のカレンダー.....	P22
地域の子育て応援します!.....	P8	各種相談.....	P23



豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”

# 令和4年度

# 町政運営方針（概要）

～すべての人が輝くまちづくり～

令和4年第一回岬町議会定例会で田代町長が発表した町政運営方針の概要を紹介いたします。

※詳細については、岬町ホームページ「町長の部屋」からご参照いただけます。



## はじめに

住民のみなさまからの信託を受け、みなさまの温かいご支援のおかげで町長就任13年目がスタートしております。この間、本町は、財政の健全化に取り組み、過去に借り入れた町債の償還が財政負担となっていたことから、「公債費負担適正化計画」を策定することで、建設事業を計画的に実施するとともに、将来負担の抑制に努めてまいりました。

平成26年度には実質公債費比率を18%未満に抑制することができたことで、平成28年度までの計画に対し、2年前倒しで、目標を達成できました。住民のみなさまに長年ご協力いただいていた固定資産税の超過課税率については、「行財政集中改革計画（集中改革プラン）」を基に、平成19年度から実施されていた超過課税率0.3%のうち、平成25年度に税率0.1%を、平成28年度には0.1%をそれぞれ引き下げ、残りの0.1%についても、新型コロナウイルスに

よる家計への負担軽減を図るため、令和2年をもって超過課税の解消に至りました。これまでのみなさまのご理解・ご協力に改めまして心より感謝申しあげます。また、これら財政の建て直しの取り組みに加え、子育て施策の充実、教育環境の整備、「いきいきパークみさき」への企業誘致、第二阪和国道の全線開通や、道の駅みさき「夢灯台」の開駅など、町民の「生活の質」を高め、地域の活性化を図るためのさまざまな施策に取り組んでまいりました。

た。そのような中、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、これまでの状況が一変し、本町では、新型コロナウイルスに係る臨時交付金をはじめ、国から財政支援を受け、町民のみなさまの命と健康、生活を守るため、さまざまな新型コロナウイルス対策をおこなってまいりました。令和4年度についても、新型コロナウイルス対策に万全を期して、住民のみなさまの暮らしをしっかりと守る施策を推進します。加えて、人口減少や少子高齢化により、今

後も厳しい環境が続くことが予想されますので、これまでに引き続き、行財政改革に取り組みながら、「地域の力」を活かした地方創生や「子ども・子育て支援」に関する施策を推進します。

また、過疎地域への指定後、初めての当初予算編成ですので、過疎指定に伴う有利な財政措置を活用し、複合型も含めた図書館施設の整備について検討を開始するなど、まちの未来を見据え、生活の利便性と満足度を更に高め、地域の魅力をより一層向上させるため、官民連携のネットワークや未来技術も活用し、事業を推進します。

防災機能の向上等が懸案でありました役場庁舎の整備についても、将来、庁舎整備を進めるための基金を設け、財政状況を考慮した中で、庁舎整備に係る検討を進めます。

それでは、令和4年度当初予算案等における主な施策の概要について、第5次総合計画のまちづくりの目標に沿って説明いたします。



## 誰もが健やかに いきいきと 暮らせるまち

「出張なんでも相談」を引き続き実施します。

### ■ 妊婦・乳幼児保健施策

一般不妊不育治療費の助成により、妊娠を希望する方の経済的負担の軽減を図ります。また、多胎妊娠に対しては、妊婦健診支援事業を実施し、母体の健康管理を支援します。既存の各種事業と併せて、妊娠から育児までの各時期の相談に対応し、全ての母子の育児不安の解消・孤立を防ぐための切れ目のない支援を継続します。

### ■ 児童虐待相談窓口

近年、深刻な児童虐待事件が全国的に多発しており、未然に防ぐことができるよう、相談窓口の充実に努めます。

### ■ がん検診

低い受診率が課題となっているがん検診については、啓発強化、および、検診体制の整備に努めます。

### ■ 相談体制

さまざまな生活課題を抱える相談に対応するコミュニティソーシャルワーカーを配置し、関係機関と連携するなど、総合的な相談支援をおこなう、地域に向いておこなう

## あらゆる世代の 人が豊かな心を 育むまち

和歌山大学との包括連携による専門的な技術指導力を備えた人的資源を活用した子どもの体力サポートを継続します。

### ■ 学校運営協議会の設置

保護者や地域住民等が学校運営に参画する「学校運営協議会」を設置し、地域の力を学校運営に活かす「地域とともにある学校づくり」を推進します。

### ■ 教育相談事業

就学前からのきめ細やかな教育相談を実施するため、小学校および幼稚園にスクールカウンセラーを引き続き配置します。

### ■ 学力向上事業

計画的に思考力・判断力・表現力等の向上を図るため、町独自で小学校学力診断テストをおこない、学力の把握・分析・検証と改善を継続実施するとともに、一人一台タブレット端末を活用した学習支援を実施します。

### ■ 体力向上推進事業

### ■ GIGAスクール構想 推進事業

ICT支援員を配置し、ICT機器を活用した授業支援や校内研修等を実施します。

### ■ 教育施設の環境整備

老朽化が進む小学校のトイレを機能的で快適にするため、計画的に改修を進めます。中学校においては、テニスコートの全面張り替えを実施します。

### ■ 図書館整備事業

図書館等整備検討委員会を設置し、複合型も含めた施設の整備について検討します。

### ■ 町民体育館空調整備事業

令和3年度に空調設置設計業務を終える町民体育館については、令和4年度に整備できるよう、国の補助金を活用した空調整備事業の検討を進めます。

### ■ 文化センター改修事業

バリアフリートイレを設置する等、来館者に、安全・快適な環境を提供するための改修を進めます。

## 新たな活力と魅力 があふれるまち

### ■ 企業誘致の取り組み

多奈川地区多目的公園への事業用地ゾーンの企業誘致に続き、関西電力多奈川発電所跡地への企業誘致の取り組みを、関西電力、大阪府と連携して進めます。

### ■ 農林業政策

令和元年度に策定した「みさき農とみどりの活性化構想」に基づく、取り組みを推進します。農業委員会等の関係機関と連携し、遊休農地の解消や農業の担い手不足の解消に努めるとともに、岬町の農産物を活用した特産品の開発支援を継続します。森林環境譲与税を活用した活性化施策の検討や森林整備等の取り組みも進めます。



■ 漁業振興

大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進および、漁業振興に努めるとともに、浜の活力再生プランなどを活用した漁場の活性化について支援します。

■ 道の駅運営事業

本町にある2つの道の駅については、地域活性化の拠点として、観光・交流促進に取り組み、地域特産品の販売、観光情報の発信をおこないます。開園から10年以上が経過した「とっとパーク小島」は、年次的に改修工事を進めており、令和4年度も継続して実施します。また、昨年、友好交流都市である岡山県美咲町の特産品が、本町の道の駅みさき「夢灯台」でイベント販売されました。今後も、相互プロモーションや、民間ビジネスによる特産品交流等を促進します。

■ 観光振興

これまで、岬町での滞在人口が比較的少ない冬季におい

ても、来訪者に楽しんでいただける山歩きや、年間を通じて来訪者が見込めるサイクルツーリズムなどのPRや環境整備に取り組んでまいりました。

今後も、新型コロナウイルスの収束を見据え、岬町観光協会をはじめ産・学・官の関係機関と連携し、新たな観光資源の発掘、既存の観光資源の磨き上げ、それら資源の町内外へのPRに取り組みます。併せて、貴重な歴史・文化資源を活かした賑わいの創出にも努めます。また、日本遺産葛城修験に登録された町内の寺院や近畿自然歩道のルートに係る案内板の整備・PRもおこないます。

■ 広域的な観光振興

「一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー」と密に連携し、泉州地域における観光戦略の強化を図るとともに、「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」、「大阪観光局」など関係機関と連携し、サイクルツーリズム事業をはじめとする広域的な観光振興事業の更なる推進、国

内外への積極的なPR、観光客の受け入れ体制の充実に努めます。

豊かな自然の中で  
安心して  
暮らせるまち

■ 地域防災力の強化

防災活動に必要な資機材の整備に対する補助制度を継続し、引き続き自主防災組織の充実強化に努めます。

■ 防災体制の強化

危機管理担当専任職員を配置し、消防団員の充足や育成をおこない、危機管理体制の充実・強化を進めます。

■ 災害時避難行動要支援者事業

避難行動要支援者名簿を活用し、自治区・自主防災組織単位での個別避難計画の策定を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めます。

■ 防犯対策

自治区への防犯カメラ設置補助制度を継続するとともに、泉南警察署と協力体制をとり、町内の主要なポイントに設置した防犯カメラを活用し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、引き続き犯罪のない社会環境の実現を目指します。

■ ごみ処理施設の整備

経年による劣化が著しい焼却炉の天井部の耐火物更新工事をおこない、ごみ処理施設の焼却能力の維持に努めます。

安全で快適な住み心地のいいまち

■ 道路施策

町道美化センター連絡線について、道路の見通しを改善するため府道との交差点と曲線部の改良・整備を進めます。また、町道西畑線の池谷集落区間のバイパス化の整備を推進するとともに、災害等緊急時および下水道整備促

進のための道路として、府道岬加太港線池谷交差点を起点とし、町道池谷向出連絡線の整備を推進します。

■ 第二阪和国道の整備

平常時、災害時を問わず、地域の安全、安心を確保するため、早期の複線化を要望してまいります。

■ 都市公園(みさき公園)

令和2年3月末、南海電鉄によるみさき公園運営事業撤退以降、本町は、みさき公園を都市公園として存続し、令和3年7月から先行開園しました。本町への集客と賑わいの中核拠点として、住民や周辺自治体の利用者にも親しまれる新たなみさき公園として再生できるよう民間の資金やノウハウを最大限に活かした魅力ある都市公園の実現を目指し、現在、PFI法による特定事業として選定した「新たなみさき公園整備運営等事業」への応募事業者の選定審査事務を進めているところであり、引き続き事業を推進します。



## ■ 深日港活性化

港湾の整備については、物流拠点や災害時の拠点となることから、重要な課題です。深日港活性化イベントを開催するとともに、令和4年度も、深日港と洲本港を結ぶ旅客船を運航できるよう関係機関と調整し、大阪湾を周遊する広域観光の実現に努めます。

## ■ 下水道事業

深日地区において、公共下水道事業を引き続き推進します。小島地区漁業集落排水事業では、整備した排水処理施設への接続を引き続き促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成を図ります。

## ■ 岬町営住宅長寿命化事業

町営住宅の居住性・安全性等を長期間にわたって維持するため、令和3年度に策定した岬町営住宅長寿命化計画に基づき、改修工事に向けた事業に着手いたします。

## ■ 管理不全な空家等の解消

平成30年度に策定された「岬町空家等対策計画」の基本方針に基づき、適正管理がおこなわれていない空家等の改善指導・空家等の除却補助事業を引き続き実施するとともに、民間事業者とも連携し、利活用についても検討します。

すべての人が  
輝くまちづくりを  
進めるまち

## ■ 官民連携の取り組み

令和3年度は、町のSNSや、広報紙を活用した情報発信戦略や、職場環境・接遇改善等について民間の専門人材から助言をいただくなどの取り組みが実現しました。今後、行政が抱える課題解決、住民サービスの向上、地域活性化等に民間のノウハウ、アイデア等を積極的に活用します。

## ■ 地方創生の取り組み

定住促進施策として、住宅

取得等に対する支援措置や、府営住宅を活用したお試し居住を引き続き実施します。令和3年度より取り組みを始めた町のPR番組の制作についても、認知度の向上を図るとともに、施策内容对外的に広報し、移住・定住の促進に努めます。

結婚新生活については、令和3年度同様に、国制度で実施される補助に対し、町単独で補助金の上乗せをおこないます。新規事業として、婚姻された方々に対し、新たに結婚祝金支給事業を、また、奨学金の返還をおこなっている方々に対し、奨学金返還支援事業を、町単独事業としておこないます。既存事業である出産祝金については、令和4年度も引き続き、近隣の他市町村に比べ高い水準での支給をおこないます。

創業者や、農業・漁業に新規就労される方、地域資源を活かした特産品開発に取り組み事業者等については、商工会、地域金融機関とも連携し、引き続き支援に取り組みます。また、地方創生の取り組みを加速させるため、国の

特別交付税を活用した地域おこし協力隊事業を引き続きおこない、空家の利活用、移住・定住支援、関係人口の創出に向け取り組みます。

## ■ 岬町男女共同参画プラン

「男女平等に基づくお互いの人権の尊重と男女共同参画社会の実現」に向けた施策の推進を図るため、「第3次岬町男女共同参画プラン」を策定し、令和5年度より運用が図れるよう努めます。

## ■ 多文化共生の推進

平成23年に大阪府立大学と締結した包括連携協定に基づき、留学生との交流を通じた地域活性化プロジェクトを継続することで、国際感覚豊かな人材育成・地域の国際化を推進するとともに、観光振興施策との連携にも努めます。

加えて、本町在住の高校生が、短期間の海外留学をおこなった際の金銭的な支援として、グローバル人材育成支援制度を創設し、国際的な人材の育成を進めます。

## ■ 財政改革

町財政を取り巻く厳しい環境の中で、令和2年度をもって計画期間が終了した「第3次集中改革プラン」の次期計画の策定に取り組みます。

## ■ 行政のデジタル化の推進

令和3年度に策定した岬町DX基本計画に基づき、行政手続きのデジタル化を推進し、各種住民サービスの利便性の向上や行政運営の効率化を図ります。

## 結びに

以上が令和4年度の町政運営方針の基本施策の概要です。これらの事業の推進にあたっては、議会並びに住民のみなさまの、なお一層のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。令和4年度の町政運営方針とさせていただきます。

岬町長 田代 堯



# 地域おこし協力隊通信 vol.17



地域おこし  
協力隊  
根田

岬町のみなさま、こんにちは。地域おこし協力隊の根田です。

春めいた日々も感じられるようになりました。いかがお過ごしでしょうか。

4月は新しい年度の始まり、心機一転、新しいことにチャレンジする絶好の月です。

私事ですが、4月は誕生月ですので、春は昔から大好きです。花粉症に悩まされますが。

YouTube「みさきおこしチャンネル」も岬町のみなさまがチャンネル登録をさせていただけるようにさまざまな企画を立ち上げていきます。

そこで早速ですが、高校生以下の方にYouTubeチャンネルでしてみたい企画を大募集します。「クラスで長縄飛びのギネスに挑戦したい」など、みんな

でYouTuberになりましょう。

企画の問い合わせはatukonda69@gmail.comまでメールをください。4月末までの募集で、そこから選考していきます。楽しい企画をお待ちしています。「未来の先に岬町!!!」

▶ 問合せ / まちづくり交流館(多奈川谷川3400-6 多奈川駅徒歩1分) ☎492-2775 (企画)



まちづくり  
交流館HP



みさきおこし  
チャンネル



## 地域おこし 協力隊って?

町外から本町に移住してきた地域おこし協力隊は、まちの地域資源や空き家を活用した事業や移住者支援、農漁業の活性化、それら事業に関わる広報など地域活性化に向けた事業に取り組んでいます。現在、多奈川駅前の元旅館を改装したまちづくり交流館で活動しています。まちづくり交流館では貸館事業をおこなっています。ぜひお越しください。

## 手話講習会を開講します!

講習会では手話の学習だけではなく、「聴こえないってどんな障がい?」「普段の生活ではどんなことに困るの?」など、聴覚障がい者への理解や手話通訳を目指す方の学習に対応した講習会です。ぜひご参加ください。

▶ 対象者 / 岬町に在住・在勤・在学の中学生以上の方(中学生の方は保護者同伴もしくは保護者の送迎をお願いします。)

▶ 講習 / 入門・基礎課程(初めて手話を学習される方)

▶ 日時 / 令和4年5月9日(月)~令和5年3月27日(月)の毎週月曜日(祝日除く)全40回:19時~21時

▶ 場所 / 岬町役場住民活動センター

▶ 参加費 / 無料(但し、テキスト代3,300円を初回に徴収します。)

▶ 申込期間 / 4月22日(金)まで(先着30名)

▶ 申込方法 / 福祉課窓口または電話による申込み

▶ 問合せ / 福祉課 福祉係 ☎492-2700



# 4月のイベント・催し情報

4月30日までの日程は  
カレンダー(22ページ)に  
掲載しています。

## 4月の散策会

〜サクラの名草山〜

▼日時／4月9日(土)

▼集合場所／岬公園駅(8時31分発市駅サザン乗車) ※雨天中止

▼コース／紀三井寺〜名草小学校〜内原神社〜登山口〜マリーナ台〜見晴らし台〜名草山〜一本松広場〜正行寺〜紀三井寺 ※歩行時間約2時間30分 約7.5kmの一般コース

▼参加費／交通費1200円 ※会員以外の参加者は別途200円

▼服装・持ち物／長袖・長ズボン・マスク・消毒液・弁当・飲み物・ストック

※車で紀三井寺駅へ行かれる場合9時30分に東口へ

## ノルディックウォーキング教室

〜ノルディックウォークで長松海岸をあるきましょう〜

▼日時／4月21日(木)9時

▼集合場所／岬町立町民体育館前 ※雨天中止

▼コース／町民体育館前でノルディックウォーキングの講習後、体育館〜長松海岸万葉歌碑までの往復 ※約5km 1.5時間

▼参加費／一般の方は200円(タコクラブ会員は無料)

▼服装・持ち物／履きなれた靴・帽子・手袋(必要な方)・飲み物・マスク・ウォーキング



▼申込み・問合せ／自然散策会・ふる里歴史研究会 中村 492-2507、高木 492-3307  
※次回は5月14日(土) 横手から甲山方面を予定

ポール(貸し出し用のポールがあります。必要な方は参加申込時にお尋ねください。)  
▼主催／岬町総合型地域スポーツクラブ・みさきタコクラブ

▼申込み・問合せ／4月14日(木)まで・みさきタコクラブ。ノルディックウォーキング教室 中西 ☎090-8167-9172、伊勢 ☎080-5327-5240



## 図書室だより



### 本の紹介

ひぐまのキッチン

著者:石井 睦美

スカイツリーの花嫁花婿

著者:青柳 碧人

エレジーは流れない

著者:三浦 しをん

本のリクエストを受け付けています。

淡輪公民館では、大阪府立中央図書館の本も借りることができます。

▶淡輪公民館・図書室 ☎494-0300

## 列車内ちかん被害相談

鉄道警察隊では、24時間、相談を受け付けています! ☎06-6885-1234

ちかん等の被害に遭われた方、目撃された方! 一人で悩まず相談してください! いちばん良い方法を考えましょう!

勇気の一歩 ▶ 大阪府警察鉄道警察隊



列車内防犯講座

検索



# 地域の子育て 応援します!

親子で気軽に遊びに来てください。子どもたちは、「見て・触れて・感じて!」いろんな事を学びます。保護者のみなさんと一緒に悩み・考え・学びながら子育てを楽しみましょう。そして大切な子どもたちを地域で温かく見守り育てていきましょう。

## 毎月8日は『こども安全デー』です!

岬町のみなさまで子どもを犯罪や事故から守るためにご協力をお願いします。

### ○学校安全ボランティア募集中!!

朝の出勤前や家事の合間。みなさまの時間を少し、町内の子どもたちに使っていただけませんか?

「おはよう」「気をつけて行ってらっしゃい」「おかえり」「まっすぐ帰りよー」そんな何気ないあいさつができる近所のみなさまがいることこそ、子どもたちにとっての安全なまちづくりにつながります。

「学校安全ボランティア」にご登録いただき、子どもたちと一緒に見守ってください。詳しくは、お問い合わせ先までご連絡ください。

▶問合せ/生涯学習課 ☎492-2715(土・日曜日も開館しています。月曜日休館)



## 親子の交流・仲間づくりの場 出張ほのぼのクラブ

親子の交流、仲間づくりの場としてご利用ください。

▶日時/○4月13日(水)10時30分~11時30分  
保育士によるふれあい遊びと保健師の育児相談。

○4月27日(水)10時30分~11時30分  
わらべ唄遊び、絵本等の紹介と栄養士による栄養相談。

▶場所/望海坂第1集会所

▶参加費/1家族につき初めての参加月に300円いただきます。(令和5年3月末まで)

▶問合せ/保健センター ☎492-2424



## 🍏アップル館からお知らせ🍏

春を感じる絵本を展示しています。

### ○らくがきクラブ

▶日時/4月10日(日)14時~15時

※汚れても良い服装でお越しください。

※申し込み不要



### ○定例おたのしみ会

▶日時/4月23日(土)14時~15時

▶内容/工作(プラパン作り)紙芝居他

### ○親子で楽しむ“わらべうた”

▶日時/4月24日(日)14時~14時30分

▶対象/0才~1才

※申し込み不要

※府立中央図書館、公民館へのリクエストを受け付けています。

※休館日は岬だよりのカレンダーかアップル館ホームページをご覧ください。

▶問合せ/アップル館 ☎492-6050(FAX共)



## 関西国際空港からのお知らせ

### 関西国際空港・大阪国際空港が 定時出発率世界1位を獲得！

みなさま、飛行機に乗るとき、その飛行機が「時間どおりに出発しているかどうか」、意識したことはありますか？電車やバスほど意識することは少ないですね。

このたび、航空関連情報の収集や提供をおこなうCIRIUM(シリウム)が発表した、世界の航空会社と空港の定時出発率の総合ランキング「The On-Time Performance Awards 2021」において、中規模空港部門で関西国際空港が、大規模空港部門で大阪国際空港が、それぞれ世界1位を獲得しました。

※空港の категорияは、2021年6～12月に運航されたフライト総数における割合等により分類されています。

今回の2空港同時受賞は、就航している各航空会社の定時運航への日々の努力はもちろん、関西エアポートグループのお客さまの旅をより快適でス



ムーズにする「ファストトラベル」の取り組み、そして何よりも、空港をご利用いただくみなさまの定時運航へのご協力があってこそこの受賞です。

関西エアポートグループは引き続き、空港関連事業者と連携し、航空機の定時出発確保にむけて取り組み、お客さまが快適にご利用いただける空港づくりを進めてまいります。

▶問合せ／関西国際空港案内 ☎455-2500

### 川柳 せんりゅう (岬川柳会)

一寸思案蟹に目のゆく年金日  
不揃いの花苗出番待つている  
勝手な耳都合悪いと聞かぬふり  
リビングで本を片手にティータイム  
じい嘆くマスク外せば孫泣くと  
身の丈に生きて寒夜の仕舞い風呂  
なるほどとうならせるほどいい仕事  
瓢箪に安値のネックレスを掛け  
一筆啓上年寄り泣かすな値上げすな  
心を満たす友の笑顔と花景色  
迷惑な間違い電話真夜中に  
入学式夢と希望を胸に抱き  
栄養のバランスご馳走いただいたて  
かくし味食事のすすむ舌にきく  
順調に老化を自覚忘れ物

大平洋子  
岸本令子  
後藤田君子  
小内智子  
高橋茂平  
辻下和美  
徳橋兼時  
服部雄三郎  
古市和典  
星野富美子  
細川清一  
南都世  
八木圭子  
吉本晴美  
渡辺貞夫

### 俳句 はいく (JA大阪泉州女性会岬支部)

湯豆腐は踊りはじめが食べ頃よ  
一日の終わりは葛湯小さき匙  
雲凍てり何もなき日の鬼子母神  
練炭に数多の灯り揺れ登る  
正月へ集まり去りぬ孫の旅  
熊野路の椿紅白咲き分ける

岩田史子  
大出由紀代  
佐藤美根子  
竹内みよ子  
安倍田鶴子  
ばもととしお



## 税



## 町税が スマートフォンアプリで 納付できます

個人住民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税をスマートフォンアプリで納めることができます。

対象となるのは、納付書1枚の金額が30万円以下で納付書にバーコードが印刷されたものに限ります。

※納期限が過ぎたものや金額が訂正されたものは利用できません。

### ■納付できる

#### スマートフォンアプリ

- PayPay
- LinePay
- PayB
- 支払秘書

※スマートフォンアプリで納付すると、領収書が発行されません。領収書が必要な場合は、本町指定の納付場所(金融機関・コンビニエンスストア)または、役場内指定金融機関の窓口で納付してください。

※軽自動車税について、納税通知書(納付書)に付いている車検用の納税証明書(督促状)や再発行した納付書は除く)が必要な場合は、本町指定の納付場所(金融機関・コンビニエンスストア)または、役場内指定金融機関の窓口で納付してください。

▼問合せ/税務課 納税係 ☎  
492-2765



## 町税の減免に 関するお知らせ

生活保護法に基づく生活扶助を受けていたり、災害(火災、風水害など)による被害を受けた場合に、ご本人の申請により、税の減免を受けられる制度があります。減免を受けられる場合は、各税目ごとの減免申請書に必要事項を記入し、納期限前までに提出してください。(減免の対象となるのは、原則として納期限が到来してい

ない分の税額に限ります。)

### ■町民税

- 生活保護を受けている方
- 災害による被害を受けた方(家屋については、被害程度が半壊以上の場合)
- 当該年に所得が皆無になり、生活が著しく困難となった方

### ■固定資産税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受けている方
- 災害による被害を受けた方(家屋については、被害程度が半壊以上の場合)
- 高齢者や収入が少ない方で、次の①～⑤の要件すべてに該当する方

- ①所有者が65歳以上、特別障がい者(3級を含む)、寡婦・ひとり親のいずれかに該当する方
- ②所有者およびその家族全員(生計を一にする者)の個人住民税が非課税であること
- ③自己居住用以外の土地・家屋を所有していないこと
- ④家屋の床面積が70㎡以下であること
- ⑤固定資産税の年税額が5万円以下であること

### ■軽自動車税(種別割)

- 身体障がい者等または身体障がい者等の家族(生計を一

にする者)が所有し、当該障がい者のために使用する場合 ※障がい者一人につき一台のみ。普通自動車との重複減免は受けられません。

なお、右記各税目において詳細要件が定められている場合がありますので、詳しくは税務課課税係にお問い合わせください。

▼問合せ/税務課 課税係 ☎  
492-2752(町民税・軽自動車税)、☎492-2757(固定資産税)

## 税務署からのお知らせ

■新型コロナの影響により期限までの申告等が困難であった方の申告・納付等について

新型コロナウイルス感染症の影響により、期限内の申告等が困難であった場合には、令和4年4月15日(金)までの間、簡易な方法(※)により申告・納付等することができ

ます。  
※提出の際、申告書の余白等に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を記載して提出してください。

なお、令和4年4月15日(金)までに簡易な方法により申告と同時に個別延長の申請をされた場合は、原則として、申告書の提出日が申告・納付期限となります。そのため、申告・納付が可能となった時点で提出してください。

また、令和4年4月16日(土)以降であっても、「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を提出することで、申告・納付等の期限を延長することができます。

▼問合せ/泉佐野税務署 ☎  
462-13471

※岬町での令和3年分所得税の確定申告の受付は、令和4年3月15日(火)をもって終了いたしました。提出される方は、泉佐野税務署へご提出いただけますようお願いいたします。



# 令和4年4月1日から18歳は「大人」です

民法改正により、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。

引き下げ後は18歳の誕生日を迎えた日に成人となり、現在すでに18歳、19歳に達している人は令和4年4月1日に一斉に新成人となります。

成年に達すると、保護者の同意がなくても自分の意思で契約できたり、特定の国家資格を取得することなどができるようになります。また、成年に達してもこれまで通り20歳にならないとできないこともあります。

<p>18歳(成年)になったら できること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親の同意がなくても契約できる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話の契約をする。</li> <li>・ローンを組んで高額な買い物をする。</li> <li>・クレジットカードをつくる。</li> <li>・一人暮らしの部屋を借りる。など</li> </ul> </li> <li>○10年有効のパスポートを取得する。</li> <li>○公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る。</li> <li>○結婚             <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に。</li> </ul> </li> <li>○性同一性障害の人が性別の取扱いの変更審判を受けられる。</li> <li>※普通自動車免許の取得は従来と同様、「18歳以上」で取得可能。</li> </ul>
<p>20歳にならないと できないこと (これまでと変わらないこと)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○お酒を飲む。</li> <li>○タバコを吸う。</li> <li>○競馬や競輪、オートレースなどの公営ギャンブル</li> <li>○養子を迎える。</li> <li>○大型・中型自動車運転免許の取得。</li> </ul>



## ■よく考えて決めよう!

### 自分の責任で契約すること

未成年者の場合、契約には親の同意が必要で、親の同意を得ずに契約した場合は、民法の定めによって、その契約を取り消すことができました。

成年に達すると、親の同意がなくても自分で契約ができるようになりますが、その契約に対して責任を負うことになります。

契約にはさまざまなルールがあり、そうした知識がないまま、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。社会経験に乏しく、保護がなくなったばかりの成年を狙い打ちにする悪質な業者もいます。

そうしたトラブルに遭わないためには、契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知ったうえで、

その契約が必要かよく検討する力を身に付けておくことが重要です。

### ■困った!どうしよう!そんなときはすぐ相談を

大丈夫と思った契約がトラブルに発展した、興味があるけど契約しても大丈夫だろうか、など、困ったときや心配なときは、すぐに消費者ホットラインに相談してください。



イメージキャラクター／イヤヤン

▶消費者トラブルに関する問合せ／産業観光促進課 ☎492-2749



# 募集

## 令和4年度 大阪府 要約筆記者養成講座 受講者募集

障害者総合支援法第78条で定める「特に専門性の高い要約筆記者」の養成をおこなうための「要約筆記者養成講座」を実施します。

▼日時／6月19日～12月4日

(全21回)※講座は基本土曜日に開催。初回6月19(日)、最終回12月4(日)のみ日曜開催。

▼場所／大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター

▼対象者／大阪府内に居住、通学または通勤されている方で、要約筆記者として活動する意思のある方。

▼定員／①手書きコース10名程度②PCコース10名程度

▼備考／受講料は無料。ただし、テキスト代は実費負担。

▼申込み／受講申込書を締切(5月9日予定)(消印有効)までに郵送(〒537-0025 大阪府大阪市東成区中

道1丁目3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター3F(要約筆記) 特定非営利活動法人大阪府中途失聴・難聴者協会)または大阪府HPからインターネット申込み

▼問合せ／府民お問合せセンター ☎06-6910-8001(平日9時～18時)

## 身体障がい者 補助犬使用者の募集

身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、盲導犬、介助犬、および聴導犬の使用希望者を募集します。(選考のうえ、使用者を決定)

▼募集期間／4月4日(月)～5月13日(金)(必着)

▼申込方法／府HPまたは役場福祉課窓口で配布する申請書に記入のうえ、郵送にて。

▼申込み・問合せ／府障がい福祉室自立支援課 ☎06-6944-9176

## 令和4年度 府営住宅総合募集 (入居者募集)

新婚世帯や小学生以下の子どもを含む親子を中心とする世帯を対象とした「新婚・子育て世帯向け」のほか、「一般世帯向け」「福祉世帯向け」「車いす常用者世帯向け」などの応募区分ごとに府営住宅の入居者を年6回募集します。募集案内・申込書は、大阪府営住宅泉佐野管理センター、府民お問合せセンター情報プラザや役場建築課住宅管理係などで配布します。

▼申込書配布・受付期間／

○第1回…令和4年4月1日～4月15日

○第2回…令和4年6月1日～6月15日

○第3回…令和4年8月1日～8月15日

○第4回…令和4年10月3日～10月17日

○第5回…令和4年12月1日～12月15日

○第6回…令和5年2月1日～2月15日

▼申込方法／申込書を郵送(消印有効)またはインターネット(大阪府営住宅泉佐野管理センターのホームページから申し込みができます。)

※申し込みにあたっては、収入基準などの申込資格を満たしている必要があります。詳しくは募集案内でご確認ください。

※過去の総合募集で応募割れがあった住宅の随時募集もあります。(通年)

▼問合せ／大阪府営住宅泉佐野管理センター ☎458-2850

## 『せんなん里海公園 フォトコンテスト』 参加者募集

■せんなん里海公園で自然とふれあいデビュー!

▼主催／せんなん里海公園管理事務所

▼募集期間／4月1日(金)～10月31日(月)

▼応募規定／

○せんなん里海公園で撮影された未発表の写真であること

○風景撮影の場合はデジタル加工をしないこと

○人物撮影の場合は、被写体(子供の場合は保護者)の許可を得ていること

○入賞作品は、データを提供していただける作品に限ります。

※著作権は撮影者に帰属しますが、作品の利用を公園管理事務所に承認していただくこと。

▼応募枚数／お一人さま2点まで

▼賞品／優秀作品にはQUOカードと駐車場優待券を贈呈(該当者がいない場合もあります。)

▼応募方法／持参・郵送・ホームページより応募いただけます。http://www.osaka-park.or.jp/rinkai/sennan/ibent.htm

▼問合せ／せんなん里海公園管理事務所 ☎494-2626





4月1日

マザーズコーナーを

OPEN!

「ハローワークは子育て中のみなさまのお仕事さがしを応援します！」

仕事と子育ての両立を目指す方のお仕事さがしを応援するため、専門スタッフが担当者制による個別支援(応募書類作成や面接対策、求人案内等)で就職に向けて全面サポート！お子さま連れでも安心してお越しいただけるようキッズスペースや授乳室も完備！ご利用の際は事前の予約も可能です。ぜひご利用ください。

▼問合せ／ハローワーク泉佐野(職業相談部門・マザーズコーナー) ☎463-0565  
(部門コード41#)



## 特別障がい者手当・障がい児福祉手当の 手当額改定について

令和4年4月分から手当額が改定されます。

▶対象／特別障がい者手当・障がい児福祉手当を受給している方

▶金額／○特別障がい者手当 27,350円→27,300円

○障がい児福祉手当 14,880円→14,850円

なお、特別障がい者手当、障がい児福祉手当とは下表のとおりです。

特別障がい者手当	
支給対象	満20歳以上の在宅の方で、身体または精神に著しく重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため、日常生活に常時特別の介護を必要とする方
支給制限	①病院等に3か月を超えて入院している方 ②施設に入所している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方

障がい児福祉手当	
支給対象	満20歳未満の在宅の方で、身体または精神に重度で永続する障がい(知的障がいを含む)があるため日常生活に常時の介護を必要とする方
支給制限	①障害年金などの障がいを支給理由とする年金を受給されている方 ②施設に入所している方 ③本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定金額以上ある方

▶問合せ／大阪府岸和田子ども家庭センター生活福祉課 ☎430-4321

岬町福祉課福祉係 ☎492-2700



# 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

## ○令和4年度から保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに設定しています。

令和4年度は、被保険者均等割額54,461円、所得割率11.12%により保険料を算定します。

### ■令和4・5年度の保険料の算定方法(大阪府)

年間保険料 (限度額66万円)	=	均等割額 被保険者1人当たり 54,461円	+	所得割額 賦課のもととなる所得金額(注1) × 所得割率11.12%
--------------------	---	------------------------------	---	--

(注1)賦課のもととなる所得金額とは、総所得金額等(前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額(分離課税として申告された株式の譲渡所得や配当所得・土地等の譲渡所得など)の合計額)から基礎控除額を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

## ○保険料の軽減が受けられる場合

### ①均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額(54,461円)が下記の割合で軽減されます。

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)
7割	16,338円	【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき
5割	27,230円	【基礎控除額(43万円)+28万5千円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)】を超えないとき
2割	43,568円	基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数(注1)-1)を超えないとき

(注1)給与所得者等とは次のいずれかの条件を満たす方になります。

- (1)給与等の収入金額が55万円を超える方
- (2)65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- (3)65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

### ②会社の健康保険などの被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、新たに保険料をご負担いただくことになります。当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年間は均等割額の5割が軽減されます。

なお、上記(1)の均等割額軽減措置の7割軽減に該当する方については、均等割額の軽減割合は7割軽減が適用されます。

※国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

### ③留意事項

軽減対象となる方の判定は、大阪府後期高齢者医療広域連合が市区町村から提供された所得情報に基づいておこないますので、被保険者のみなさまから申請をいただく必要はありません。ただし、所得情報がない場合は判定ができませんので、市区町村の後期高齢者医療担当窓口への簡易申告等が必要です。



## ○保険料額のお知らせと納め方

### ①特別徴収(年金から納めていただく)の方

介護保険料の徴収対象となっている年金受給額が年額18万円以上あり、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が、対象となる年金額の1回当たりの年金受給額に対して2分の1を超えない方は、原則年6回の年金受給日に、年金から差し引かれます。

### ②普通徴収(口座振替や納付書で納めていただく)の方

特別徴収以外の方は、口座振替や納付書で納めていただきます。本年7月に、令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)にかかる「保険料額決定通知書」と「納入通知書」の一体型通知書を送付しますので、その後、口座振替や納付書(納入通知書)の方法により9期(7月から翌年3月まで)で納めていただきます。

## ○仮徴収(令和3年中の所得が確定するまでの仮納付:4・6・8月)

### ①令和4年2月に保険料を特別徴収された方

4月の年金受給時に、2月に差し引かれた金額と同額を仮徴収額として納めていただきます。この場合、保険料額の通知はありません。ただし、6・8月分は、4月分と同額が適当でないとし町村が判断すれば仮徴収額が変更されることがあり、その場合は、変更通知書を送付されます。

### ②令和3年度は普通徴収で、4・6・8月から新たに特別徴収の対象となる方

令和3年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定します。その場合、事前に「保険料仮徴収額決定通知書」と「納入通知書兼特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付しますので、ご確認ください。

## ○本算定後の特別徴収

令和4年度の後期高齢者医療保険料の決定(本算定)後の10月以降、引き続きまたは新たに特別徴収となる方は、7月に「保険料額決定通知書」と「特別徴収開始通知書」の一体型通知書を送付します。

10・12・2月の年金受給時に、令和3年中の所得に基づいて計算された年間保険料から仮徴収等によりすでに納めていただいた金額を差し引いた額を、支払回数に振り分けて納めていただきます。

■問合せ／○大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎06-4790-2028

※受付時間:月～金曜日(祝日を除く)9時～17時30分

○役場保険年金課 ☎492-2705

## 国民年金保険料について

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険加入者や共済年金加入者、およびその扶養配偶者以外の方は、国民年金保険に加入し、保険料を納付する必要があります。納付することで、老齢・障害・死亡による「基礎年金」を受け取ることができます。

1か月の保険料は16,590円(令和4年度)です。納付方法には、口座振替、納付書による納付、クレジットカード納付があります。納付期限までに保険

料を納めないと障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない場合がありますので、忘れずに納めてください。

なお、納付が難しい場合は、申請をすることにより免除等を受けることができる場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

▶問合せ／貝塚年金事務所 ☎431-1122、役場保険年金課 ☎492-2705



## 後期高齢者医療制度に関するお知らせ

## 健康診査・歯科健診の実施、人間ドック費用の助成について

## 後期高齢者医療健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、健康診査を実施しています。糖尿病や高血圧症等の生活習慣病に加え、加齢に伴う心身の衰え(フレイル)等のチェックをします。現在生活習慣病で通院されている方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「健康診査受診券」を「受診券在中」の記載のある封筒にてお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

受診券がお手元に届きましたら、広域連合が指定する医療機関等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に1回、無料で受診することができます。受診の際は、

受診券と被保険者証を忘れずにお持ちください。

ただし、以下に該当する方は、健康診査の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

※受診の際は、事前に必ず受診希望の医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせください。

※人間ドックを受診された方は、健康診査を受診する必要はありません。

## 後期高齢者医療歯科健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、歯科健診を実施しています。歯や歯肉の状態だけでなく、お口の機能を含めてチェックをします。義歯を使用中の方も積極的に受診してください。4月下旬から5月上旬にかけて「歯科健診のお知らせ」をお送りします。(年度途中で新たに75歳になられる方には、誕生月の翌月にお送りします。)

広域連合が指定する歯科医院等において、年度中(当該年度の3月31日まで)に無料で1回受診することができます。受診の際は、事前に歯科医院へお問い合わせ

せのうえ、被保険者証を忘れずにお持ちください。(受診券はありません。)

ただし、以下に該当する方は、歯科健診の対象外となります。

- ①病院または診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ②特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障がい者支援施設などの施設に入所または入居している方

※受診の際は、事前に必ず受診希望の歯科医院へ実施状況を含めてお問い合わせください。

## 人間ドック費用の一部助成

大阪府後期高齢者医療広域連合では、人間ドックを受診された場合の費用の一部を助成しています。費用の助成を受ける際は、人間ドックを受診し、いったん費用全額を自己負担していただいてから、市区町村の担当窓口で費用助成を申請してください。

なお、各年度中(4月1日から当該年度の3月31日まで)1回の受診に対し、26,000円を上限として費用の一部を助成します。

人間ドックを受診された方は、領収書等を大切に保管

してください。

▶申請に必要なもの／

- ①受診された人間ドックの「領収書」
- ②検査結果通知書一式(コピー可)
- ③後期高齢者医療被保険者証
- ④口座情報がわかるもの
- ⑤申請書

※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者ご自身で記入されない場合は、印鑑が必要です。

▶問合せ／○大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎06-4790-2031、FAX06-4790-2030

※受付時間：月～金曜日(祝日を除く。)9時～17時30分

○役場保険年金課 ☎492-2705

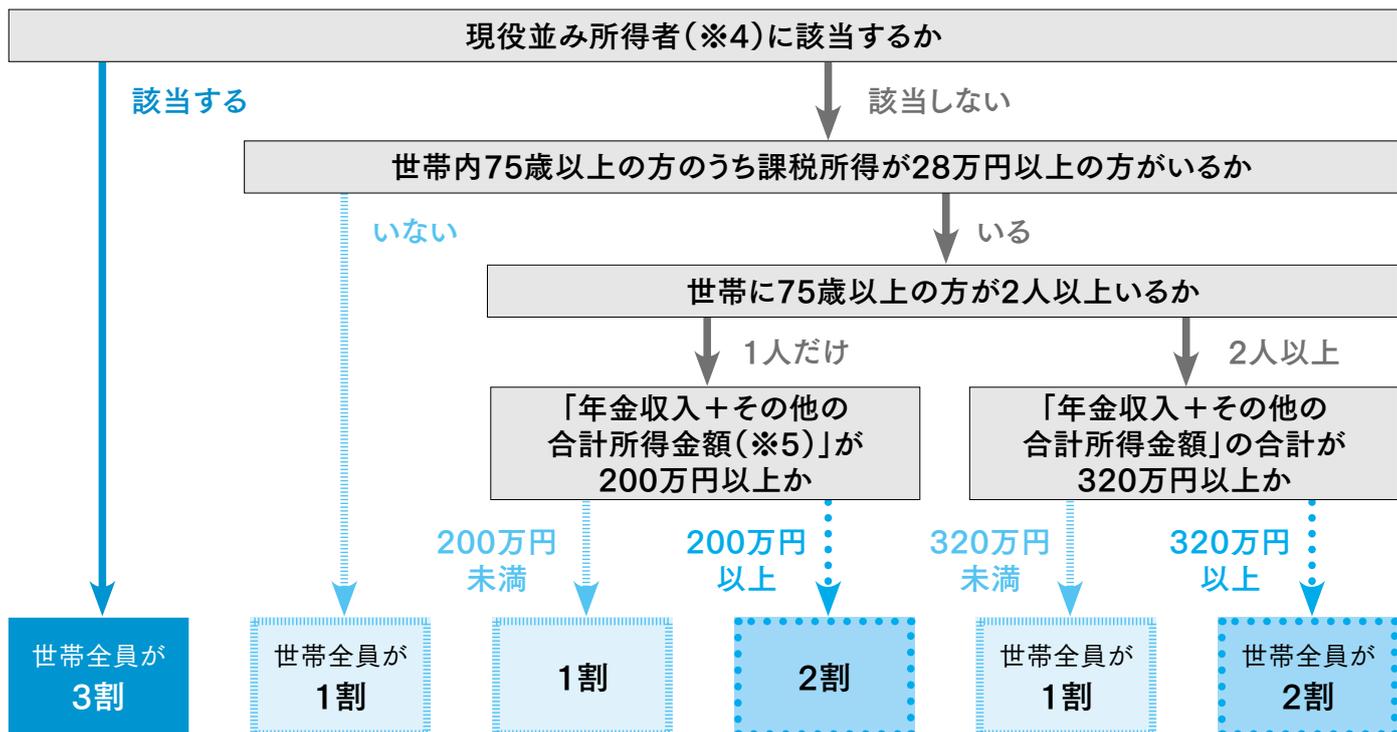


## 一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者※1の 医療費の窓口負担割合が変わります

### 窓口負担割合2割の施行日と判定の流れ

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等で後期高齢者医療の被保険者)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、窓口負担割合が2割になります。

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方等の課税所得(※2)や年金収入(※3)をもとに、世帯単位で判定します。(前年中の所得をもとに被保険者証を送ります。) 窓口負担割合2割の対象となるかどうかは、主に以下の流れで判定します。



### 窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置があります

施行後3年間(令和7年9月30日まで)は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額が3,000円までとなる配慮措置があります。(入院の医療費は対象外です。)

配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。なお、厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があったときは、警察署または消費生活センターにお問い合わせください。

※1/後期高齢者医療の被保険者とは:75歳以上の方(65~74歳で一定の障害の状態であると広域連合から認定を受けた方を含む)

※2/「課税所得」とは:住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。

※3/「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

※4/「現役並み所得者」とは:課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。

※5/「その他の合計所得金額」とは:事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことで。

▶問合せ/○大阪府後期高齢者医療広域連合 資格管理課 ☎06-4790-2028、FAX06-4790-2030

※受付時間:月~金曜日(祝日を除く。)9時~17時30分

○役場保険年金課 ☎492-2705



住宅用火災警報器設置  
状況の調査にご協力を

泉州南消防組合では、国からの通知に基づき、住宅用火災警報器の設置状況の調査を実施していますので、ご協力をお願いします。

左記の2次元コードを読み込み、アンケートにご回答をお願いします。

※アンケートは、個人を特定するような内容ではありません。

▼問合せ／泉州南広域消防本部 予防課 ☎469-10886、FAX 460-2119



2次元コード



## お忘れではないですか？

## ～住民税非課税世帯等臨時特別給付金(10万円/1世帯)～

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々の生活・暮らしを速やかに支援するために、住民税非課税世帯等に対して1世帯あたり10万円給付の臨時特別給付金事業が実施されています。

▶支給対象者／①基準日(令和3年12月10日)において、世帯全員の令和3年分の住民税(均等割)が非課税の世帯

②令和3年1月以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響により減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯(家計急変世帯)

※①、②ともに住民税が課税されている方から扶養を受けている方のみで構成された世帯を除く。

▶受給権者／支給対象者の属する世帯の世帯主

▶申請方法／○支給対象者①に該当する世帯

帯には、確認書を送付していますので、5月23日(月)までに返送してください。

○支給対象者②に該当する場合は、9月30日(金)までに申請が必要です。

※申請期限を過ぎますと臨時特別給付金の給付が受けられなくなりますのでご注意ください。

詳しくは、岬町ホームページをご覧ください。

▶問合せ／岬町臨時特別給付金

担当 ☎468-9692

土砂災害特別警戒区域内の住宅について  
「解体・移転費用」を補助します！

災害に強いまちづくりの観点から、土砂災害が発生した場合、被害のおそれがある区域(土砂災害特別警戒区域内※)に建てられた住宅について、解体費用および解体に伴う安全な区域への移転費用の一部を補助します。

▶補助内容①／解体費用 最大:97万5千円

▶補助内容②／移転先住宅の新築・購入・改修に係る借入利子分 最大:421万円(ただし、年利率8.5%を限度とする。)

(※)土砂災害特別警戒区域とは…土砂災害防止法に基づき大阪府が指定した区域。

申請には補助の対象となる一定の基準があります。

詳細については、下記へお問い合わせください。

▶問合せ／土木下水道課 土木係 ☎492-2744



## 令和3年中の火災・救急・救助の概況

泉州南消防組合管内における、令和3年中の火災件数は昨年より3件減少し、43件となっています。今年も火災を1件でも減らすことを目標に火災予防に取り組みますので、火気の取り扱いに注意し、放火されない街づくりにご協力をお願いします。また、救急件数は、1日約42件出動しています。いざと言う時に救急車が出勤中ではなかなか来ないという状況にならないためにも、救急車の適正利用に引き続きご協力をよろしくお願い致します。

※毎月1回第3火曜日に実施。ただし、来年の3月のみ第2火曜日となります。

▼場所／岬町交流センター（岬町淡輪343番地の12）

※駐車場はございません。できるだけ公共交通機関または乗り合わせのうえお越しください。

▼募集人数／10人

※応募者多数の場合は抽選となります。

▼参加費／無料

▼参加方法／事前に電話かFAXでお申し込みください。

（FAXの場合は、名前、年齢、住所、電話番号を記載してください。）

▼申込み期間／4月8日

（金）締め切り

▼申込み・問合せ／福祉課高齢介護係 ☎492-2716

（直通）、FAX 492-5814

## 音楽健康教室のご案内

♪歌と音楽で心と身体の機能を活発にしましょう！

▼対象者／町内在住、概ね65歳以上の方

▼日時・期間／令和4年4月19日（火）～令和5年3月14日（火）14時～



## 春の全国交通安全運動！！

4月6日（水）～15日（金）まで間は、春の全国交通安全運動期間です。

- スローガン／確認の甘さが苦い 事故を呼ぶ
- 全国重点／○子供を始めとする歩行者の安全確保
  - 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運動意識の向上
  - 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 大阪重点／○二輪車の交通事故防止
  - 交通ルールを遵守し、交通事故防止に努めましょう。



泉南警察署交通課

## 春の地域安全運動の実施！！

4月18日（月）～27日（水）までの間、春の地域安全運動を実施します。

この運動は、安全で安心して暮らせるまちをスローガンに、地域一体となって取り組む活動です。みんなで力をあわせて「犯罪発生、何にもさ泉南警察（何んにもさせん）地域一丸」を目指してがんばりましょう！！

泉南警察署・泉南警察署管内防犯協会



## 大阪府警察官募集中！！



詳細は  
2次元コードから



▶問合せ／泉南警察署 ☎471-1234

## 狂犬病予防注射(集合注射)をおこないます

令和4年度狂犬病予防集合注射を表の日程でおこないます。この機会にぜひ予防注射をお済ませください。

なお、各会場を巡回しますが混雑状況や道路事情によって、開始予定時間が遅れることがありますのであらかじめご了承ください。雨天であってもできるだけ実施しますが、荒天の場合は中止します。

▶注射料金／1頭 2,750円

▶注射済票交付手数料／1頭 600円

新たに犬を飼い始めてまだ登録されていない方は、予防注射の会場でも手続きできます。登録の際は、上記の注射料金とは別に、登録手数料1頭につき3,500円が必要です。

他市町村から転入し、犬の住所変更をされてい

ない方は、前住所地で交付された犬鑑札をお持ちください。または、事前に役場生活環境課までお越しください。

ご来場者の方々への事故防止のため、できるだけ犬を抑えることができる方がお連れください。

▶問合せ／生活環境課 生活環境係 ☎492-2714

月 日	時 間	会 場
4月12日(火)	9時30分～9時50分	保健センター駐車場
	10時00分～10時15分	東公民館前
	10時25分～10時45分	港会館駐車場
	10時55分～11時15分	中公民館駐車場
	11時25分～11時40分	小島住吉神社下駐車場
	13時10分～13時20分	楠木会館付近
	13時30分～13時40分	池谷消防車庫付近
	13時50分～14時00分	佐瀬川バス停付近
	14時10分～14時20分	横手バス停付近
	14時30分～14時40分	石橋集会所付近
	14時50分～15時00分	犬飼バス停付近
4月13日(水)	10時00分～10時50分	岬公園駅前団地ふれあい坂上
	11時00分～11時40分	みさき苑内喫茶べこ前
	13時10分～13時30分	上孝子圓明寺前
	13時40分～14時00分	中孝子(旧)JA孝子支店前
	14時10分～14時30分	下孝子入口信号付近
4月14日(木)	10時00分～10時40分	北出・若宮老人憩の家付近駐車場
	10時50分～11時40分	(旧)JA深日支店前
	13時10分～13時40分	門前橋川幸倉庫前
	13時50分～14時10分	緑7地区登り口交差点付近駐車場
	14時20分～14時40分	緑西集会所
4月15日(金)	9時30分～10時10分	町民体育館前
	10時20分～10時50分	さくら会館駐車場
	11時00分～11時40分	望海坂第1集会所前
	13時10分～13時20分	鴻巣台団地下
	13時30分～13時50分	別所の台集会所前
	14時00分～14時10分	飯盛山登山口バス停付近
	14時30分～14時50分	岬町役場



# 道の駅みさき 夢灯台からのお知らせ

道の駅みさきでは開駅5周年を記念し、当駅へお越しいただくお客さまに感謝の気持ちを込めて、下記の日程で道の駅を楽しむイベント「ザ・5周年記念 道の駅フェア」を開催させていただきます。少しでも地域の方々に喜んでいただければと、道の駅スタッフ一同、みなさまのご来駅を心よりお待ちしております。

## ■ザ・5周年記念 道の駅フェア

▶日程／4月14日(木)～4月17日(日)

お客さまへの感謝を込めた催しを盛りだくさんにご用意いたします。(記念の粗品配布他)

※記念の粗品は期間中、道の駅みさき観光案内

コーナーにて先着順でお配りします。(粗品がなくなり次第終了となります。)

▶問合せ／道の駅みさき ☎494-1117



## 岬町学童保育室の 年度途中入室について

年度途中で学童保育室に入室を希望される場合、入室

申込受付期間は入室希望月の前月10日まで(10日が閉庁日の場合は、翌開庁日)となります。必要書類を全て揃えたいので、お申し込みください。

なお、申込書類は子育て支援課または各学童保育室に備えており(岬町ホームページからダウンロードも可)、申込書類を提出される際は子育て支援課までお願いします。

※(例)7月に入室を希望する場合↓6月10日までに申請書類を子育て支援課へ提出  
▼問合せ／子育て支援課 ☎492-2709

## 令和4年10月支給分から 児童手当の制度が 一部変更になります

国による児童手当制度の見直しにより、令和4年10月支給分(令和4年6～9月分)から2点変更があります。

### ■変更点

①特例給付(※1)の支給に

係る所得上限額が設けられます。↓所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

②現況届の提出が原則不要(※2)になります。↓毎年6月に提出していただいていた現況届が原則不要になります。

(※1)児童手当の所得制限限度額を超え、児童1人当たり月額一律5000円の特例給付が支給されている方(※2)一部受給者については引き続き現況届の提出が必要です。

岬町から令和4年4月分児童手当・特例給付を支給する対象者の方には、令和4年4月上旬に案内文を送付いたしますので、併せてご確認ください。

▼問合せ／子育て支援課 ☎492-2709

## 不動産困りごと相談会

▼日時／4月11日(月)14時～16時(1組につき30分、参加無料、要事前予約)

▼場所／まちづくり交流館(多奈川谷川3400-6)

## 人の動き

令和4年3月1日現在

	世帯数	人口	男	女
世帯/人	7,422	14,977	7,047	7,930
前月比	-16	-28	-14	-14
前年同月比	-37	-247	-103	-144

※お車でお越しの場合は、まちづくり交流館前指定の駐車場をご利用ください。

▼申込み/電話・メール・FAX・フォームから。☎492-5814、✉kouhou@town.osaka-misaki.lg.jp

▼協力/大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

▼問合せ/企画地方創生課 ☎492-2775



申込みフォーム



# 4月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
					と	
3	4 乳幼児育児健康 相談(3月号)	5 人権相談(P23)	6	7	8 こども安全デー (P8) 消費者相談 (P23)	9 4月の散策会 (P7)
ア	アビさ生歴観	淡ア歴	み		と	
10 らくがきクラブ (P8)	11 不動産困りごと 相談会(P21)	12	13 出張ほのぼのク ラブ(P8) 法律相談、生活 困窮に関する相 談(P23)	14 ザ・5周年記念 道の駅フェアー (P21)	15 ザ・5周年記念 道の駅フェアー (P21)	16 南泉州リレー ウォーク・9(3月 号) ザ・5周年記念 道の駅フェアー (P21)
	アビさ生歴観	淡ア歴	み		と	
17 ザ・5周年記念 道の駅フェアー (P21)	18	19 人権相談、相続・ 遺言相談(P23)	20 行政相談(P23)	21 ノルディックウォー キング教室(P7)	22	23 定例おたのしみ 会(P8)
ア	アビさ生歴観	淡ア歴	み		と	
24 親子で楽しむわ らべうた(P8)	25	26	27 出張ほのぼのク ラブ(P8) 法律相談、障が い者相談(P23)	28	29<昭和の日>	30
	アビさ生歴観	淡ア歴	み		淡ア生歴	

淡=淡輪公民館休館日 ア=アップル館休館日 ヒ=ピアッツァ5休館日 さ=さんぼるた(深日港観光案内所)休所日  
 生=生涯学習課(青少年センター・文化センター)休館日 歴=岬の歴史館休館日 と=とっとパーク小島休園日  
 観=みさき公園駅前観光案内所休所日 み=みさき公園休園日 ※7月1日から町立みさき公園が一部先行開園しています。

※みさき公園住民票・印鑑証明書発行コーナー開所日は毎週火、木、土曜(祝日を除く)の9時30分～15時30分です。

※詳しい内容は掲載ページをご覧ください。( )内の数字は掲載ページまたは掲載号





# 各種相談

# Consultation

相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
法律相談(予約制)	4月13日(水)・27日(水) 14時～17時(定員6名)	○第2庁舎1階会議室 企画地方創生課 ☎492-2775 右記フォーム(2次元コード)から も申し込み可能です。 
行政相談(予約制)	4月20日(水)10時～12時(おひとりにつき、15分ずつの相談となります。相談日前日の正午までにご予約ください。)	○役場相談室 企画地方創生課 ☎492-2775
障がい者相談	○愛の家「みらい」相談室 24時間対応(夜間は電話対応)	○愛の家「みらい」相談室 ☎494-1200 ☎494-0102/✉mirai@ainoie.jp
	○障がい者出張相談(要予約) 4月27日(水)13時～15時	○役場相談室 福祉課 ☎492-2700
介護相談	〈平日〉9時～17時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058
教育に関する相談	〈平日〉13時30分～15時(要予約)	○学校教育課・指導課 ☎492-2719
消費者相談	4月8日(金)13時～16時	○役場監査委員室 産業観光促進課 ☎492-2749
人権擁護委員による 人権相談 ※1	4月5日(火)13時30分～15時 4月19日(火)13時30分～15時	○監査委員室 人権推進課 ☎492-2773
人権協会による 人権相談 ※1	月・火・木曜日(祝日は除く)の 9時～16時(12時～13時は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	水・金曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～13時は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
総合生活相談 ※1	水・金曜日(祝日は除く)の 9時～16時(12時～13時は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	火・木曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～13時は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
地域就労支援相談 ※1	月～金曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～13時は除く)	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	月・木曜日(祝日は除く)の9時～16時 (12時～13時は除く)	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
障がい者就労・生活相談	〈平日〉9時～17時	○NPO法人障害者自立支援センター ☎463-7867/☎463-7890
保健師健康相談	〈随時〉(対象:どなたでも)	○保健センター ☎492-2424
乳幼児育児健康相談	5月9日(月) 10時～11時30分(対象:乳幼児)	○保健センター ☎492-2424
育児相談	〈平日〉10時～16時30分	○子育て支援センター ☎492-1350
療育相談	〈平日〉10時～16時30分	○こぐま園 ☎492-1131
相続・遺言相談(予約制)	4月19日(火)13時～16時 ※行政書士による相談をおこないます。	○保健センター 予約/企画地方創生課 ☎492-2775
出張福祉なんでも相談	新型コロナウイルス感染予防のため 休止しています。	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058 ○いきいきネット相談支援センター ☎492-2955(平日相談も受け付けています。) ○岬町社会福祉協議会 ☎492-0633
生活困窮に関する相談 (随時の場合は要予約)	4月13日(水)14時～16時	○大阪府岸和田子ども家庭センター 生活 福祉課 はーと・ほっと相談室 ☎441-2760

※1 新型コロナウイルス感染症予防のため、できるだけ電話相談をご利用ください。

※災害等やむを得ない事情により開催できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。





### 令和3年度 JOCジュニアオリンピックカップ 第35回全国都道府県対抗中学バレーボール 大会出場選手が町長を表敬訪問

岬中学校3年生の稲垣遥斗(いながきはると)選手が令和3年12月25日(土)から令和3年12月28日(火)に開催された「JOCジュニアオリンピックカップ第35回全国都道府県対抗中学バレーボール大会」に出場され、1月31日(月)にその報告をするため田代町長を表敬訪問されました。

稲垣選手は大阪南選抜に選出され今回の大会に出場されました。

試合時の様子や今後の抱負を述べる稲垣選手に、町長はお祝いと激励の言葉をかけました。



▶問合せ／生涯学習課 ☎492-2715

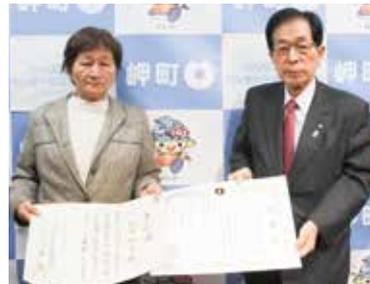
### 全国社会福祉協議会会長表彰の 受彰について

このたび30年にわたり、民生委員・児童委員として職務に奨励し、社会福祉の増進に尽力されました功績が認められ、民生委員・児童委員の前田悦子様が全国社会福祉協議会会長より民生委員・児童委員永年勤続表彰を受彰されました。

今回受彰されました前田様におかれましては、令和

4年1月31日に表彰の伝達をおこなうとともに、町長より感謝状を贈呈いたしました。心よりお祝いを申しあげます。また、今後も、社会福祉活動にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

▶問合せ／福祉課福祉係 ☎492-2700



### Instagram photoコーナー

岬町公式ハッシュタグ「#誰かに見せたい岬町」を付けて投稿された岬町の素敵な場所や景色などの写真の中から、ピックアップして岬だよりで紹介します。

@ha\_to\_neさん



#### 【新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応について】

広報岬だよりに掲載している記事や広告の内容が変更されたり、各種相談・イベントなどが、中止・延期になる場合があります。最新情報は、町ホームページや各種公式ホームページをご覧ください。みなさまのご理解とご協力をお願いします。



■編集・発行／岬町役場 企画地方創生課 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1

■広報に関するご意見・問合せ／☎072-492-2775

(各課へのお問い合わせは直通番号をご利用ください。)

公式LINE



公式Instagram



公式Facebook



ホームページ

<http://www.town.misaki.osaka.jp>

